

XIII. カナダ

<要約>

	概要	特徴
1. 金融制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○銀行等の業態分類（機関数、総資産、根拠法） <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業銀行（81、8.5兆カナダドル、銀行法） ・ 信託会社（43、2,203億カナダドル） 貸付会社（15、2,718億カナダドル） （信託および貸付会社法あるいは州法） ・ 信用協同組織（422組合、5,472億カナダドル、 州法或いは準州法） ○監督官庁：金融機関監督庁（OSFI） ○預金保険制度：カナダ預金保険機構（CDIC）及びケベック州の金融市場庁（AMF）が提供する。AMFは、ケベック州に本店を置く金融機関を対象としており、その他の州にある金融機関に対しては、カナダ預金保険機構（CDIC）が担当する。信用組合については、各州に設立された州預金保険機構が提供する。 ○金融税制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦税及び州税として制度化されている（原則、総合所得課税制度）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○商業銀行の中でも、ビッグ・シックスと呼ばれる大手国内銀行がカナダ金融市場の約93%を占める。 ○州法によって設立された信託会社、貸付会社、生命保険会社、証券ディーラー及び証券子会社は州政府が監督。 ○預金を受け入れるものの、CDICの加盟対象とならない金融機関に、州レベルで規制される信用協同組織、外国銀行のカナダ支店、一部のカナダ設立の銀行がある。 ○CDICの保証額は10万カナダドル。 ○カナダ財務省は2016年から、金融セクターにおける規制・政策枠組みの改革に着手。
2. 郵便貯金の現況	<ul style="list-style-type: none"> ○郵便貯金制度・経営形態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1868年、郵政省は郵便貯金制度を導入したが、1898年、財務大臣が郵便貯金の金利を下げたこと、1900年以降は信用協同組合が浸透したことにより、郵便貯金の魅力は大きく低下。 ・ 郵便貯金制度は、1968年には廃止された。 ○郵便貯金の再導入の可能性 <ul style="list-style-type: none"> ・ カナダ・ポスト従業員組合（Canadian Union of Postal Workers, CUPW）は、現在の銀行業界はサービス料金が大きく、金融包摂も不十分であるとして、郵便貯金制度の再開を強く主張している。 ・ 2021年7月に、カナダ・ポストはトロント・ドミニオン 	<ul style="list-style-type: none"> ○カナダ・ポストは送金サービス等の限られた金融サービスを提供。 ○カナダ・ポストの経営陣は、郵便貯金の再開に対して反対の意向と見られている。 ○銀行協会も郵便貯金制度の再開に明確に反対している。 ○2019年末時点では、郵便貯金制度の再開に関する具体的な議論は進んでいない。 ○ローン金利はトロント・ドミニオン

	<p>オン銀行と提携して、個人向け無担保ローンのサービス提供に関するパイロット・プログラムの実施(全国の郵便局約 6,000 局)を発表。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2022 年 10 月には、パイロット・プログラムの成果を踏まえ、同行との提携による 1,000~30,000 カナダドルの小口融資サービスの提供開始を公表。 	<p>銀行が設定、口座開設は不要。ローン申請等の対顧客サポートはトロント・ドミニオン銀行行員が行うが、対顧客サポートの提供について郵便局員への訓練も開始。</p>
<p>3. 最近の金融動向と今後の展望</p>	<p>○フィンテックの動向</p> <ul style="list-style-type: none"> • カナダ銀行は民間企業、国内商業銀行等と協同で、2016 年から分散型台帳 (DLT) の仕組みを利用した決済に関する実証実験に取り組んでいる。現在、マネーロンダリングへの影響という観点から仮想通貨ディーラーに対する規制の強化が進んでいる。 <p>○キャッシュレス決済</p> <ul style="list-style-type: none"> • 決済では、現金や小切手といった伝統的な手段に代わり、カード決済や電子資金振替 (EFT: Electric Funds Transfer)、オンライン決済、モバイル決済といった決済手段が拡大。コロナ禍はそうしたキャッシュレス決済への移行を加速した。 <p>○モバイル決済</p> <ul style="list-style-type: none"> • モバイル・バンキングは、各金融機関が積極的に導入してきた。国内大手 6 行では、ブラウザ、専用アプリを通じたサービスを提供。口座の収支確認、口座間の送金サービスが利用できるほか、カナダ帝国商業銀行 (CIBC) ではオンラインでの外貨購入が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ KPMG によると 2021 年に FinTech への投資額は 64 億米ドルを記録。カナダは AI への投資が進んでおり、大手銀行では AI を活用したロボ・アドバイザーサービスの充実が図られている。 ○カナダ決済協会による調査では、2021 年の決済回数は対前年比 3.8%増の 197.5 億回。金額は同 15.4%増の 10.8 兆カナダドルとコロナ禍前を上回る水準に拡大。件数ではクレジットカードが最大の 33.3%を占め、デビットカードが 30.2%、EFT 15.6%、現金が 10.3%の状況。 ○2021 年のモバイル決済回数は対前年比 17%増、金額が同 31%増と大幅に拡大。また、国内大手 6 行ではモバイル・アプリが急速に浸透。 ○カナダ銀行協会によると、ABM (ATM と同義) とオンライン・バンキングの取引件数は 2015 年に 723.1 百万件と 549.3 百万件、2020

<p>○リテール決済における法規制</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2021年6月にリテール決済に関する法規制として「リテール決済法 (RPAA)」が制定。 • 事業者は、今後発効予定の細則 (2024年予定) に従い登録が求められ、中央銀行に対して、オペレーショナル・リスク軽減策に関する詳細な年報の提出や、事業内容の変更やエンドユーザーや他の事業者に影響を及ぼすような事案についての報告が義務付けられる。 <p>○インターネット専門銀行</p> <ul style="list-style-type: none"> • 店舗をもたないオンライン専門銀行として、Tangerine や EQ Bank、Simplii Financial 等がある。 <p>○金融包摂</p> <ul style="list-style-type: none"> • カナダにおける金融包摂は、高い水準にある。世界銀行の調査によれば、2021年には15歳以上人口の99.63%が金融機関またはモバイル・マネー・サービス事業者に口座を保有し、ほぼ全ての国民が何らかの金融機関を利用。成人10万人当たりのATM設置台数は212 (2021年) と、高所得国平均 (63) と比較しても非常に高い水準にある。 	<p>年には469.4百万件と489.0百万に減少。一方、モバイル・バンキングは同期間に287.1百万件から947.7百万件に急拡大。</p> <p>○RPAAの制定により、2,500事業者以上と推定されるリテール決済サービス事業者 (PSP) が、銀行等と同様に、中央銀行の監督下に置かれることになった。</p> <p>○Tangerine はスコシアバンクの子会社で、顧客数は200万人以上。フルバンキング・サービスを展開。店舗はもたないが、トロント、モントリール、バンクーバー及びカルガリーに、金融サービスの情報やアドバイスの提供を目的とする“cafes”と称する場 (コーヒー付き) を設置。</p> <p>○郵便貯金制度は1968年に廃止されたが、金融包摂への郵便貯金への期待は根強くある。2022年10月に、カナダ・ポストがトロント・ドミニオン銀行との提携により郵便局での小口融資サービスの提供開始を発表しており、今後の動向が注目される。</p>
--	---

○高齢者対策

- カナダ銀行協会は、2014年に、55歳以上を対象とする金融リテラシー教育プログラムを導入。詐欺防止、金銭的虐待、資金管理の3テーマについて、1時間ずつの無料セミナーを提供。
- 2020年11月、カナダ銀行協会は、非営利団体 ABC Life Literacy Canada が高齢者のデジタルリテラシー向上を目的に提供しているプログラム ABC Internet Matters への支援（期間1年間）を発表。

○カナダでは、2016年の国勢調査の結果において、2015年の65歳以上の高齢者人口が16.9%と、14歳以下の子供の人口の16.6%を初めて上回り、少子高齢化の急速な進展が注目された。世銀データによると、2021年には高齢者人口が19%を占めている。

